

広報いわむろ秘蔵写真館

■ 8 ■

写真は語る

十宝塚 (多宝山頂)

一枚の古びた写真が明らかにする思いがけない歴史(記録)の一コマ。みなさんの秘蔵写真を紙上公開します。お手元にあるとっておきの一枚を広報いわむろにお送りください。
●応募先=〒953-01 岩室村大字西中860 岩室村役場 総務課 企画係 ☎82-4111 内線201・202

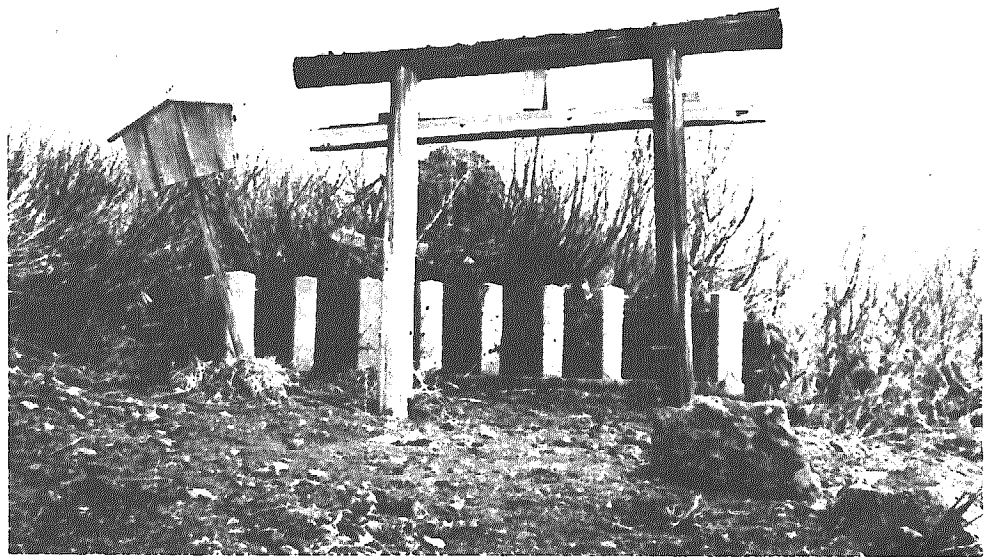


写真 岩室村役場所蔵

写真の鳥居は今はない。しかし、十宝塚を囲む石わくは、多宝山頂にある新潟地方気象台弥彦山頂レーダー観測所下に残っている。

古来、人々にとって、山は神や仏の住むところであり、また神や仏そのものであった。

石瀬山・十宝山とも呼ばれる多宝山は、標高 634 尺、高さでわずかに4 尺ほど弥彦山におとるものの、その壮麗な山容をもって、岩室以北からはむしろ弥彦山を背後に従えた主峰に見える。

昭和8年に発行された旧・岩室村誌の史蹟部門に多宝山・十宝塚が載っているのでご紹介しよう。『弥彦山御劔峯の北方に連続せる高峯なり、頂上に一の

石碑あり、蘚苔蒼々として其の文字明瞭ならず、水を流ぎ漸くにして微かに「天香語山尊十宝塚」と読むを得といふ。伝へ云ふ伊夜彦の神の宝器を埋めし処にして、神蹟は此の山なるを後世に至り神社に近きを以って、御劔峯に廟を移しし、ならんと尚考ふべし』とある。言い伝えでは弥彦の神の宝物(!?)を十個埋めたところであると伝えられるが定かでない。しかし、伝説ロマンに満ちあふれていることは確かのようにだ……。

歳時記

すすはらい



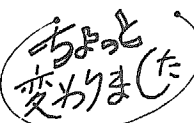
最近年末になると、団地やマンションの郵便受けに、「ハウス・クリーニング」というパンフレットがひんぱんに投げ入れられます。

「ガラス、床、バス、トイレ、キッチンなどこでも、クリーニング」というたい文句——つまり掃除いたしますという新商売です。

正月を迎えるからには、住居もきれいにしたい、でも暇がないという共働きの主婦などに受けているようです。

一昔前なら、すすはらいといって、暮れに一家をあげて大掃除をして、ふだん手の届かない天井のすす、床下のゴミまで取り払って家の中をすっかり清めたものです。

神社などでは行事としていまも行われています。たとえば東京の明治神宮では、毎年十二月二十八日に、煤祓の儀として神職数名がおはらいを受けたのち、葉のついた長い竹で、神殿の棧などをはらい清めるのだそうです。



児童扶養手当制度 特別児童扶養手当

*児童扶養手当制度

父と生計を同じくしていない児童を養育している母または養育者に支給されます。

手当の対象者

- ① 父母が婚姻を解消した児童
② 父が死亡した児童
③ 父が法律に定められた障害で、介護の必要な状態にある児童
④ 父が生死不明、遺棄、拘禁(一年以上)されている児童
⑤ 未婚の母の児童で父がいない孤児など
ただし、受給者および児童が公的年金を受けている場合などは除かれます。

手当の支給

六十年度(ことし)から手当の一部支給停止を導入し、支給金額は所得に応じて次の二段階となります。

■手当の全部支給額(月額)

手当の全部支給額は、児童一人の場合三万三千元、二人の場合三万八千元、三人以上の場合

は一人増すごとに二千元が加算されます。

■手当の一部支給額(月額)

手当の支給額は、児童一人の場合二万二千元、二人の場合二万七千元、三人以上の場合一人増すごとに二千元が加算されます。

■経過措置としての手当の一部支給額(月額)

(既認定者等六十年八月から六十二年七月まで) 手当の支給額は児童一人の場合二万二千元、二人の場合二万七千元、三人以上の場合一人増すごとに二千元が加算されます。

手当の支給月と口座振り込み

八月上旬までの四か月分を受給者の銀行口座に振り込みます(六十年七月までの既認定者は今までどおり郵便局の窓口で支払われます)

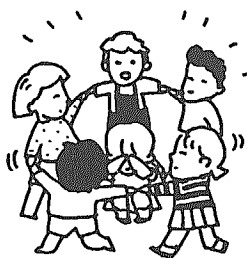
*心身障害のあるお子さんのための特別児童扶養手当

心身に障害のあるお子さんを家族で養育している方に支給される特別児童扶養手当の制度をご存じでしょうか。

手当の対象と支給額

特別児童扶養手当は、身体機能の障害や知恵おくれのために法律で定める一級、二級に該当する重い障害がある二十歳未満の障害児を対象に国が支給するものです(二十歳を超えた場合は、国民年金制度による障害福祉年金の対象となります)。 手当の支給額は、現在一級障害で月額三万九千八百円、二級障害で二万六千五百円です。支払いについては十二月、四月、八月に前月までの四か月分が支払われます。

なお、児童扶養手当や特別児童扶養手当は、養育者の収入(所得)が一定額以上であるときは支給されませんので、詳しくは、役場住民福祉課児童扶養手当係(☎82-4111 内線二一八)へ。



雪国の新しい都市型公害を防ぐ

脱スパイクを心がけよう

ほこりがひどくて窓が開けられない。洗濯物が干せない。こんな苦情が村内で多くなっています。

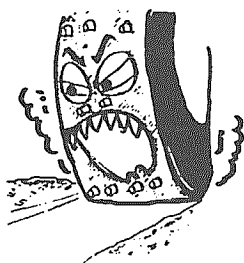
主な原因は、冬場に、自動車につけるスパイクタイヤが道路を削り、そのほこりが空に舞っているからです。そのほかにもスパイクタイヤは騒音のもとになったり、道路にわだちを掘って泥はねの原因になるなど、雪国の生活環境を悪化させています。

ほこりの量は

夏場の十倍

スパイクタイヤは雪道や氷の張った道では、普通のタイヤで得られない制動(ブレーキ)力と安全性を確保してくれます。しかし、それ以外の道では、鋭いスパイクが道を削ってしまうのです。

仙台市で昭和六十年に調べた降下ばいじん量は、夏場の約十倍にもなっています。一方、道路に引かれている横断歩道や路面標示などは、一冬で消えてしまいます。スパイクタイヤは、



それだけ道路を削ってしまっているのです。

このような「クルマ公害」を防ぐにはスパイクタイヤをなるべくつけないようにするとともに、もしつけるときは次の点に注意しましょう。

▼雪の降っていないところでは使わないようにするなど、こまめにタイヤを付け替える

▼スタッドレスタイヤ(スパイクピンのない冬道用タイヤ)などをつけるようにする

* スパイクタイヤによる公害は、雪国の新しい都市型公害といわれています。この公害を防ぐために12月1日から3月31日までの冬期間は、スパイクタイヤの使用自粛にご協力ください。